第１２号様式

指示・承諾・協議・提出・報告書

監督権者	事務所長		副所長		総括監督員	担当課長		主任監督員	担当係長		一般監督員	担当者	

現場代理人	

様	年発 月 日議		発 議 者	岐阜県 受注者	
工事番号		工事名		受注者	
工事場所	郡 市	町 村	大字		
工期	自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日				

指示・承諾・協議・提出・報告事項

［協議または承諾に対する処理・回答希望日：令和　　年　　月　　日　まで］

処理・回答

上記事項については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工すること。

［後日指示予定日：令和　　年　　月　　日］

※協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。

令和　　年　　月　　日

（注）「現場代理人」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること。

不要な文字は、═で消すこと。

運用上の留意点

指示・承諾・協議・提出・報告書

監督権者	事務所長		副所長		総括監督員	担当課長		主任監督員	担当係長		一般監督員	担当者	

現場代理人	

様	年発 月 日議		発 議 者	岐阜県 受注者	
工事番号		工事名		受注者	
工事場所	郡 市	町 村	大字		
工期	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日				

指示・承諾・協議・提出・報告事項

[協議または承諾に対する処理・回答希望日：令和　　年　　月　　日　まで]

＜受注者＞

回答希望日※)までの期間は、協議内容、発注者の検討に必要な期間及び工程への影響を十分に考慮した日程で設定願います。なお、協議内容にもよりますが、検討が必要な場合は１週間程度を目安に設定していただくようお願いします。

※）回答希望日とは、受注者がその日までに回答を希望する期日を示すものです。

発注者は、回答希望日までに回答するよう対応します。ただし、回答希望日までの回答が困難な場合は、工程への影響等を確認した上で、後日指示予定日を提示します。

処理・回答

上記事項については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工すること。

[後日指示予定日：令和　　年　　月　　日]

＜発注者＞

発注者は、ワンデーレスポンス実施要領に基づき、協議を受けた当日中に、回答希望日までの対応可否を判断し、その結果を受注者に回答する。なお、回答希望日までの回答が困難と判断した場合は、受注者に回答が必要な時期及び工程への影響を確認した上で、【後日指示予定日】を提示する。

協議事項は一般監督員のみで対応するのではなく、主任及び総括監督員と速やかに情報共有する。

※協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。

令和　　年　　月　　日

（注）「現場代理人」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること。

不要な文字は、═で消すこと。